別記

1　サービス区域

tt mobile 通信サービスの区域は、特定携帯電話事業者が定める区域において、行うことができるものとします。

2　付随サービスの提供

（1）時報サービス

ア　当社は、次により時報サービスを提供します。

区別	内容	電話番号
時報サービス	日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス	１１７

イ　時報サービスは、１の通話について、時報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、６分経過後 12 分までの間において、その通話を打ち切ります。

（2）情報提供サービス

ア　当社は、次により情報提供サービスを提供します。

区別	内容
情報提供サービス	tt mobile 通信サービス（デュアルタイプに限ります。）を利用することにより、あらかじめ作成された情報の提供を受けることができるサービス

イ　情報提供サービスで提供される情報は、当社が別に定める者により作成されます。

ウ　当社は、作成された情報ごとに、その内容、電話番号及びサービス選択番号を定めます。

エ　情報提供サービスは、契約者回線からの通話に限り提供します。

オ　情報提供サービスを利用することができる時間帯については、当社が別に定めるところにより、制限されることがあります。

カ　情報提供サービスは、１の通話について情報を聞くことができる状態にした時刻から起算し、当社が別に定める時間を経過した場合において、その通話を打ち切る場合があります。

キ　契約者は、情報提供サービスを利用した通話について、別記 13（通話時間等の測定等）の規定により測定した通話時間と料金表第１表第３（通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。

ク　当社は、情報提供サービスで提供される情報の内容等に基づいて発生した損害については、責任を負いません。

（3）短縮ダイヤル接続

当社は、当社が別に定める契約者回線等へ着信する通話については、当社が別に定めるところにより、短縮ダイヤル番号（当社が付与した短桁の接続番号をいいます。）により接続します。

（4）携帯電話番号ポータビリティ

ア　第 12 条（契約者識別番号）第１項により当社が定める契約者識別番号について、携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、tt mobile 契約（デュアルタイプに限ります。以下この（４）において同じとします。）の申し込みをする際、その旨を当社が定める方法により申し出ていただきます。この場合において、その申出を行うことができる者は、携帯電話事業者との間でその電気通信番号に係る契約を締結していた者と同一の者（当社が別に定める基準に適合する者を含みます。）に限ります。なお、プランの内容によっては、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要とな

る番号の付与が制限されることがあります。係る番号については、当社がその番号を発行した日から起算して 15 日間が経過したときに無効となります。

イ　当社は、第 12 条（契約者識別番号）第２項に規定する場合のほか、アの規定に基づき tt mobile 契約者が申し出た内容について事実と異なるものであると判断した場合、その電話番号を変更することがあります。

ウ　tt mobile 契約者がその tt mobile 契約を解除しようとする場合であって、携帯電話番号ポータビリティを希望するときは、tt mobile 契約の解除に先立って、当社が別に定める方法によりその旨を申し出ていただきます。ただし、tt mobile 契約者が以下の各号のいずれかにでも該当する場合は、この申出を行うことはできません。

(a) 初期契約解除を用いて tt mobile 契約を解除する場合。(携帯電話番号ポータビリティの対象となる電気通信番号が、当社以外の電気通信事業者から携帯電話番号ポータビリティにより引き継がれたものである場合を除きます。)

(b) 解除しようとする契約に係る料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠るおそれがある場合。

エ　当社は、ウの規定に基づき tt mobile 契約者から申出があったときは、携帯電話番号ポータビリティに係る手続きに必要となる番号を発行します。

オ　当社がエの規定により発行する番号については、当社がその番号を発行した日から起算して 15 日間が経過したときに無効となります。

カ　tt mobile 契約者は、当社がエの規定により発行する番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

キ　tt mobile 契約者は、ウの申出を行う場合、携帯電話番号ポータビリティ取扱手数料および MNP 転出時契約解除料の支払いを要しません。

ク　携帯電話番号ポータビリティを希望する者は、当社が携帯電話番号ポータビリティに係る手続きを行うにあたり、その者からの申出の可否を判断するために、その携帯電話番号ポータビリティに関わる携帯電話事業者との間で、その電気通信番号に係る契約の契約者の氏名、住所、生年月日、当社がエの規定により発行する番号もしくは携帯電話事業者が発行する番号等その他のその手続きに必要な情報を相互に開示し、または照会することを承諾していただきます。

ケ　携帯電話番号ポータビリティの手続実施中に tt mobile 契約を解除する場合、電気通信番号が焼失したり、かかる手続の実施を完了させられないことがあります。

コ　携帯電話番号ポータビリティにより、携帯電話サービスの提供を受ける電気通信事業者が当社以外の携帯電話事業者に変更された場合、tt mobile 契約は解除されるものとします。

（５）協定事業者が提供する電報サービスの利用等

ア　tt mobile 契約者は、tt mobile 通信サービス（デュアルタイプに限ります。）の契約者回線から、通常通話を行って、当社が別に定める協定事業者の契約約款の規定に基づく電報サービスを利用することができます。

イ　tt mobile 契約者は、当社が前項の規定により電報サービスを利用した場合（電報サービスの利用に係る料金等をクレジットカードにより支払うことを条件に利用した場合を除きます。）に生じた電報サービスに係る債権（電報サービスを利用するために行った相互接続通信の料金に係るものを含みます。）を、その協定事業者から譲り受け、その債権額を料金に合算して請求することを承認していただきます。

ウ　前項の場合において、当社及び協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

エ　イの規定により協定事業者から譲り受けた債権については、第 49 条（割増金）、第 50 条（延滞利息）及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

3　当社から tt mobile 契約者に行う通知等の方法および tt mobile 契約者の氏名等の変更に係る届出の義務

（1）当社は、約款に基づき、tt mobile 契約者に通知その他の連絡（以下この別記３において「通知等」といいます。）を行う必要がある場合であって、書面その他の当社が別に定める方法によりその通知等を行うときは、tt mobile 契約者から届出のあった氏名、名称、住所、メールアドレス、およびご利用番号に係る情報（以下「契約者連絡先」といいます。）に基づいて行います。

（2）tt mobile 契約者は、契約者連絡先に変更があったときは、そのことを速やかに当社が別に定めるサービス取扱所に届け出ていただきます。

（3）当社は、（2）の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

（4）tt mobile 契約者は、tt mobile 契約者が（2）の届出を怠ったことにより、当社が従前の契約者連絡先に宛てて送付した書面については、その書面が不到達の場合においても、通常その到達すべき時にその tt mobile 契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（5）tt mobile 契約者が事実と異なる届出を行ったことにより、当社が届出のあった契約者連絡先に宛てて送付した書面についても、（4）と同様とします。

（6）当社は、契約者連絡先に宛てて送付した書面が当社に返戻されるその他の理由により、届出のあった契約者連絡先が事実と異なるものであると判断した場合、以後、書面による通知等は行わないこととします。

（7）（6）に該当する場合であって、当社が書面による通知等を行わないこととしたときは、当社は、その契約者回線への架電その他の当社が別に定める方法により通知等を行います。この場合において、その契約者回線に提供する留守番伝言機能またはその契約者回線に接続された端末設備に内蔵された留守番電話機能等に通知等を録音するまたは電子メールその他の方法により、tt mobile 契約者がその通知等を受領しうる状態にしたときは、tt mobile 契約者がその通知等を実際に受領したか否かにかかわらず、その通知等は tt mobile 契約者に到達したものとして取り扱うことに同意していただきます。

（8）当社は、当社がその契約者回線について第 29 条（利用停止）に基づく tt mobile 通信サービスの利用の停止又は第 17 条（当社が行う契約の解除）に基づく契約の解除を行う場合であって、書面及び（7）のいずれの方法によっても通知等を行うことができないときは、これらの規定にかかわらず、通知を省略します。

（9）tt mobile 契約者は、（2）の届出を怠った、又は当社に事実と異なる届出を行った場合、当社がその契約者連絡先に係る情報に基づいて通知等を行ったことに起因する損害について、当社が一切責任を負わないことに同意していただきます。

4　契約者の地位の承継

（1）相続により tt mobile 契約者の地位の承継があったときは、相続人は、当社所定の書面にこれを証明する書類として当社が別に定めるもの及び当社が tt mobile 契約者の地位を承認した者の本

人確認を行うための書類として当社が別に定めるものを添えて、速やかにその tt mobile 通信サービス取扱所に届け出ていただきます。

（２）（１）の場合に、地位を承継した者が２人以上あるときは、そのうち１人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

（３）当社は、（２）の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの１人を代表者として取り扱います。

（４）tt mobile 契約者は、（１）の届出を行わない場合、別記３の（４）から（９）の規定に準じて取り扱うことに同意していただきます。

５　端末設備に異常がある場合などの検査

（１）当社は、契約者回線に接続されている端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、tt mobile 契約者に、その端末設備の接続が技術基準などに適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、tt mobile 契約者は、正当な理由がある場合その他電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」といいます。）第 32 条第２項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

（２）当社の係員は、（１）の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

（３）tt mobile 契約者は、（１）の検査を行った結果、端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

６　自営電気通信設備に異常がある場合などの検査

契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記５の規定に準じて取り扱います。

７　端末設備および自営電気通信設備が適合すべき技術基準等

技術基準等
端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）

８　端末設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

（１）tt mobile 契約者は、契約者回線に接続されている端末設備（移動無線装置に限ります。以下この別記８において同じとします。）について、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定に基づき、当社が、総務大臣から臨時に電波発射の停止を命ぜられたときは、その端末設備の使用を停止して、無線設備規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 18 号）に適合するよう修理などを行っていただきます。

（２）当社は、（１）の修理などが完了したときは、電波法の規定に基づく検査などを受けるものとし、tt mobile 契約者は、正当な理由がある場合を除き、そのことを承諾していただきます。

（３）tt mobile 契約者は、（２）の検査などの結果、端末設備が無線設備規則に適合していると認められないときは、契約者回線へのその端末設備の接続を取りやめていただきます。

９　端末設備の電波法に基づく検査

別記８に規定する検査のほか、端末設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受

ける場合の取り扱いについては、別記８の（２）および（３）の規定に準ずるものとします。

10　自営電気通信設備の電波発射の停止命令があった場合の取り扱い

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）について、臨時に電波発射の停止命令があった場合の取り扱いについては、別記８の規定に準ずるものとします。

11　自営電気通信設備の電波法に基づく検査

自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）の電波法に基づく検査を受ける場合の取り扱いについては、別記９の規定に準ずるものとします。

12　新聞社などの基準

区分	基準
１　新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 １）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 ２）発行部数が１の題号について、8,000 部以上であること。
２　放送事業者	放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 2 条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
３　通信社	新聞社または放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送をするためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

13　通話時間等の測定

（１）（２）以外の通話に係る通話時間は、以下のとおり測定します。

ア通話時間は、双方の契約者回線等を接続して通話できる状態にした時刻から起算し、発信者又は着信者による送受話器をかける等の通話終了の信号を受けてその通話をできない状態にした時刻までの経過時間とし、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。ただし、電話番号案内接続に係る通話に係る通話時間については、電話番号案内事業者の機器により測定します。

イ　次の時間は、アの通話時間には含みません。

（ア）回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話の途中に一時通話ができなかった時間

（イ）回線の故障等通話の発信者又は着信者の責任によらない理由により、通話を打ち切ったときは、その通話に適用される料金表第１表第３（通話料）に規定する秒数に満たない端数の通話時間

（２）ＳＭＳ機能を利用した文字メッセージの送信の回数は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の電気通信設備において、当社が別に定めるところにより発信者の契約者回線からＳＭＳ機能を利用した文字メッセージの送信を示す情報を受信した回数とし、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

14　データ通信量の測定など

tt mobile 契約者が使用したデータ通信量は、当社（特定携帯電話事業者を含みます。）の機器により測定します。

15　当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合の取り扱い

（1）当社の機器の故障などにより通話料を正しく算定できなかった場合は、次のとおり取り扱います。

ア　イ以外の場合	把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した１日平均の通話料が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額
イ　過去１年間の実績を把握することができる場合	機器の故障などにより正しく通話料が算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障があったと認められる日）を含む料金月の前１２料金月の各料金月における１日平均の通話料が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

（2）（1）の場合において特別の事情があるときは、tt mobile 契約者と協議して、その事情を参酌するものとします。

16　契約解除料の支払義務の免除

当社は、当社が別に定める態様により tt mobile 契約を解除すると同時に新たに当社の tt mobile 契約を締結したときには、料金表第１表第１（基本使用料）に規定する料金の支払いを免除します。

17　tt mobile 通信サービスの利用における禁止行為

（1）当社もしくは他者の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など)、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

（2）他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為

（3）他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為

（4）詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為に結びつく、または結びつくおそれのある行為

（5）わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為

（6）薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行う行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為

（7）販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為

（8）貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為

（9）法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）

（１０）インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
（１１）当社の設備に蓄積された情報、または tt mobile 通信サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為
（１２）不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして tt mobile 通信サービスを利用し、当社の電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
（１３）偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
（１４）ウイルスなどの有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他者が受信可能な状態にする行為
（１５）画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
（１６）社会通念上他者人に嫌悪感を抱かせる、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為
（１７）無断で他者に広告、宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
（１８）当社もしくは、他者の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
（１９）違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
（２０）違法行為（けん銃などの譲渡、銃砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を請負し、仲介しまたは誘引（他者に依頼することを含む）する行為
（２１）人の殺害現場の画像等の残虐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為
（２２）人を自殺に誘引または勧誘する行為、または第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
（２３）営利を目的として他の tt mobile 契約者等に通信量を転売および譲渡する行為
（２４）その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的でリンクを張る行為
（２５）その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
（２６）その他、当社が不適切と判断する行為

18　大量の電子メール（ＳＭＳを含む）送信が行われた場合の取扱い

当社は、電子メール（ＳＭＳを含む）機能を用いて、１の契約者回線から当社が別に定める量を超える電子メール（ＳＭＳを含む）の送信が行われたときは、別記 17 に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、その tt mobile 契約者からその送信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

19　自営端末機器の接続

（１）契約者（ローミング契約者を除きます。以下この別記 19 において同じとします。）は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営端末機器（tt mobile 通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示（以下「技適マーク」といいます。）により当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認で

きるものに限ります。以下この別記 19 において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

ア 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和 56 年郵政省令第 37 号)様式第 7 号又は第 14 号の表示

イ 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号)様式第 7 号又は第 14 号の表示

(2)当社等は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続する端末設備が、無線設備規則に適合してないとき。

イ その接続が別記 7 の技術基準等に適合しないとき。

ウ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。

(3)当社等は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続に用いる端末設備が無線設備規則及び技術基準等に適合しているかどうかの検査を行います。

ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

(4)当社等の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5)契約者が、その端末設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6)契約者は、その契約者回線への端末設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

20 自営電気通信設備の接続

(1)tt mobile 契約者は、その契約者回線に、又はその契約者回線に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備(移動無線装置にあっては、tt mobile 通信サービスの契約者回線に接続することができるものであって次のア及びイ表示(以下「技適マーク」といいます。)により当社等が無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるものに限ります。以下この別記 20 において同じとします。)を接続するときは、当社所定の書面により、当社が別に定めるサービス取扱所にその接続の請求をしていただきます。

(2)当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。

ア その接続する端末設備が、無線設備規則に適合していないとき。

イ その接続が別記 7 の技術基準等に適合しないとき。

ウ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、総務大臣の認定を受けたとき。

(3)当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除き、その接続が無線設備規則及び技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

ア 技適マークにより無線設備規則及び技術基準等に適合していることが確認できるとき。

イ 事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するとき。

(4)当社の係員は、(3)の検査を行う場合、所定の証明書を提示します。

(5)契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(4)までの規定に準じて取り扱います。

(6)契約者は、その契約者回線への自営電気通信設備の接続を取りやめたときは、そのことを当社が

別に定めるサービス取扱所に通知していただきます。

21　当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するように維持します。

22　検査などのための端末設備の持込み

tt mobile 契約者は、次の場合には、その端末設備（移動無線装置に限ります。）もしくは自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、当社が指定した期日に tt mobile 通信サービス取扱所または当社が指定する場所へ持ち込んでいただきます。

（1）別記 5 または 19 の規定に基づく端末設備の検査を受けるとき。

（2）電波法に基づく端末設備または自営電気通信設備の検査を受けるとき。

23　相互接続通信の料金の取扱い

別記 24 に規定する接続形態により行われる相互接続通信の料金は、その通信と他網相互接続通信とを合わせて別記 24 に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記 24 に定めるところによります。

24　相互接続通信の接続形態と料金の取り扱い

<table>
<tr><th colspan="4">接続形態</th><th>料金の取り扱い等</th></tr>
<tr><td rowspan="3">1</td><td colspan="3" rowspan="2">発信
：当社の契約者回線</td><td>料金設定事業者
：当社</td></tr>
<tr><td>料金請求事業者
：当社</td></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="2">着信
：携帯電話事業者に係る電気通信設備</td><td>料金の支払いを要する者
：その通話の発信に係る契約者回線の契約者</td></tr>
<tr><td>料金に関するその他の取り扱い
：約款に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">2</td><td rowspan="8">発信
：当社の契約者回線

着信
：加入電話事業者（他網公衆電話を含みます。以下この別記 24 において同じとします。）、IP 電話事業者または中継事業者に係る電気通信設備</td><td colspan="2" rowspan="4">（1）　（2）または（3）以外の場合</td><td>料金設定事業者
：当社</td></tr>
<tr><td>料金請求事業者
：当社</td></tr>
<tr><td>料金の支払いを要する者
：その通話の発信に係る契約者回線の契約者</td></tr>
<tr><td>料金に関するその他の取り扱い
：約款に定めるところによります。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（2）　電気通信番号規則第 10 条第 3 号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合</td><td rowspan="4">①　②から④以外の場合</td><td>料金設定事業者
：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者</td></tr>
<tr><td>料金請求事業者
：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者または加入電話事業者</td></tr>
<tr><td>料金の支払いを要する者
：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定める者</td></tr>
<tr><td>料金に関するその他の取り扱い</td></tr>
</table>

				：その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。
			② エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570 または 0180 に限ります。）を使用して通話を行った場合（発信者に課金する取り扱いを受けたもの）	料金設定事業者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金請求事業者 ：当社
				料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
				料金に関するその他の取り扱い ：約款に定めるところによります。
			③ エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信番号（0570 または 0180 に限ります。）を使用して通話を行った場合（着信者に課金する取り扱いを受けたもの）	料金設定事業者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金請求事業者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社
				料金の支払いを要する者 ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定める者
				料金に関するその他の取り扱い ：エヌ･ティ･ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
			④ ソフトバンク株式会社に係る電気通信番号（0570 に限ります。）を使用して通話を行った場合	料金設定事業者 ：ソフトバンク株式会社
				料金請求事業者 ：当社
				料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
				料金に関するその他の取り扱い ：約款に定めるところによります。
		（３）　東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する電報サービスの利用に係る通話を行った場合		料金設定事業者 ：東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
				料金請求事業者 ：当社

			料金の支払いを要する者 ：その通話の発信に係る契約者回線の契約者
			料金に関するその他の取り扱い ：東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の契約約款等に定めるところによります。
3	発信 ：携帯電話事業者に係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線		料金設定事業者 ：携帯電話事業者
			料金請求事業者 ：携帯電話事業者
			料金の支払いを要する者 ：その携帯電話事業者の契約約款等に定める者
			料金に関するその他の取り扱い ：その携帯電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
4	発信 ：加入電話事業者に係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	（１）　（２）以外の場合	料金設定事業者 ：当社または加入電話事業者
			料金請求事業者 ：加入電話事業者
			料金の支払いを要する者 ：その加入電話事業者の契約約款等に定める者
			料金に関するその他の取り扱い ：その加入電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
		（２）　東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供する加入電話サービスに係る電気通信設備からの通話であって、別記 26 規定する協定事業者が電気通信番号またはＫＤＤＩ株式会社に係る電気通信番号（0077 に限ります。）により提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を経由するものの場合	料金設定事業者 ：東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社
			料金請求事業者 ：別記 26 に規定する協定事業者またはＫＤＤＩ株式会社
			料金の支払いを要する者 ：その協定事業者またはＫＤＤＩ株式会社の契約約款等に定める者
			料金に関するその他の取り扱い ：その協定事業者またはＫＤＤＩ株式会社の契約約款等に定めるところによります。
5	発信 ：ＩＰ電話事業者に係る電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線		料金設定事業者 ：ＩＰ電話事業者
			料金請求事業者 ：ＩＰ電話事業者

		料金の支払いを要する者 ：そのＩＰ電話事業者の契約約款等に定める者
		料金に関するその他の取り扱い ：そのＩＰ電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
6	発信 ：本邦外に設置された電気通信設備 着信 ：当社の契約者回線	料金設定事業者 ：中継事業者
		料金請求事業者 ：中継事業者
		料金の支払いを要する者 ：その中継事業者の契約約款等に定める者
		料金に関するその他の取り扱い ：その中継事業者の契約約款等に定めるところによります。

25　特定の電気通信サービス

特定の電気通信サービスは、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款、およびソフトバンク(5G)約款に定める特定の電気通信サービスと同じとします。

26　特定の協定事業者

特定の協定事業者は、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款、およびソフトバンク(5G)約款に定める特定の協定事業者と同じとします。

27　電話番号案内事業者

電話番号案内事業者は、特定携帯電話事業者のＬＴＥ約款、ａｕ(5G)約款、Ｘｉ約款、ドコモ(5G)約款、3G 通信サービス約款、4G 通信サービス約款、およびソフトバンク (5G)約款に定める電話番号案内事業者と同じとします。

28　契約者の支払状況等の情報を通知する電気通信事業者

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、ＵＱコミュニケーションズ株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、株式会社サジェスタム、株式会社ラネット、株式会社ヤマダ電機、株式会社ノジマ、日本通信株式会社、汐留モバイル株式会社、東日本旅客鉄道株式会社、ニフティ株式会社、フリービット株式会社、トーンモバイル株式会社、ＵＱモバイル沖縄株式会社、ビッグローブ株式会社、株式会社ＴＯＫＡＩコミュニケーションズ、株式会社アクセル、ＳＯＲＡシム株式会社、株式会社ＬｉｎｋＬｉｆｅ、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社メディエイター、株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコムイースト、株式会社ジェイコムさいたま、株式会社ジェイコム千葉、株式会社ケーブルネット下関、株式会社ジェイコム九州、株式会社土浦ケーブルテレビ、株式会社ジェイコム多摩、株式会社ジェイコム東葛葛飾、株式会社ジェイコム東京北、株式会社ジェイコム中野、株式会社ジェイコム港新宿、株式会社ジェイコム千葉セントラル、株式会社ジェイコム市川、株式会社ジェイコム船橋習志野、株式会社ジェイコム北関東、株式会社ジ

ェイコム川口戸田、株式会社ジェイコム武蔵野三鷹、株式会社ジェイコム八王子、株式会社ジェイコム日野、株式会社ジェイコム足立、株式会社ジェイコム大田、株式会社ジェイコム湘南、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム南横浜、株式会社ジュピターテレコム、スマートモバイルコミュニケーションズ株式会社、株式会社ちゅピＣＯＭひろしま、楽天株式会社、株式会社ＳＴＮｅｔ、LINE モバイル株式会社、株式会社長崎ケーブルメディア、株式会社コミュニティネットワークセンター、H.I.S.Mobile 株式会社、DXHUB 株式会社、株式会社センターモバイル、だれでもモバイル株式会社

29　請求があったものとみなして取り扱うオプション機能

1	２、３以外のもの	なし
2	Ａプラン第１種デュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能、割込通話機能、海外ローミング機能
3	Ａプラン第２種デュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能、海外ローミング機能
4	Ｄプランデュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能、迷惑電話拒否機能、海外ローミング機能
5	Ｓプランデュアルタイプに係るもの	ＳＭＳ機能

30　標準機能

種類	提供条件	
1　自動着信転送機能（着信転送サービス／転送電話サービス）	その契約者回線に着信する通話を、あらかじめ指定された他の契約者回線等（当社が別に定めるものに限ります。）に、自動的に転送する機能をいいます。	
	備考	（１）tt mobile 通信サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）この機能により転送される通話の料金については、この機能を利用している契約者回線の契約者に支払っていただきます。 （３）この機能を利用する場合において、転送が２回以上にわたる等通常と異なる利用態様となるときは、通話品質を保証できないことがあります。 （４）この機能を利用している契約者回線への通話及びこの機能により転送される通話については、電波が伝わりにくい等のため契約者回線に接続されている移動無線装置が在圏する地域を交換設備で確認できなかったときは、その直前に確認できた地域に在圏する移動無線装置との通話とみなして取り扱います。 （５）この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。
2　発番要請機能（番号通知リクエストサービス／番号通知お願いサービス）	その契約者回線に着信した通話であって、発信者番号が通知されない通話に対して、発信者番号を通知してかけ直してほしい旨を、発信者に通知する機能をいいます。	

	備考	（１）tt mobile 通信サービスの契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）に限り提供します。 （２）この機能により応答する通話に関する料金については、第 42 条（通話料の支払義務）および第 51 条（相互接続通信の料金の取り扱い）に規定する支払いを要する者が、支払っていただきます。 （３）この機能に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

31　契約者の氏名等を通知する中継事業者

ソフトバンク株式会社、ＮＴＴコミュニケーションズ株式会社

32　契約者の氏名等の情報を通知する電気通信事業者

株式会社ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社ウィルコム沖縄、楽天モバイル株式会社、イオンリテール株式会社

33　大量の国際通話発信が行われた場合の取扱い

当社は、国際通話機能を用いて、１の契約者回線から当社が別に定める量を超える発信が行われたときは、別記 17 に該当する行為がなされたものとして場合と同様に取り扱います。ただし、その tt mobile 契約者からその発信行為が当該条項に該当しない旨の申告があり、当社が当該条項には該当しないと認めた場合は、この限りでありません。

34　KT Prepaid SIM

（１）tt mobile 契約者が tt mobile 通信サービスとともに、KT Prepaid SIM の利用を申し込んだ場合、別途、当社が定める方法で KT Prepaid SIM の利用に係る利用者登録を行わなければなりません。利用者登録完了後、90 日以内に韓国国内で KT Prepaid SIM の利用を開始しない場合は、当該 SIM の利用が制限される場合があります。

（２）tt mobile 契約者が KT Prepaid SIM の利用に関しては、株式会社 KT の KT Prepaid SIM に係る利用規約等が適用され、当該利用規約に基づき利用が認められる、及び、KT Prepaid SIM に係る利用規約その他契約又は韓国の法令、ガイドラインその他政府決定に基づき、約款に基づく事前の通知なく利用料金その他契約条件が変更される場合があることに同意します。

附　則

（実施期日）

約款は、２０２６年３月５日から実施します。